月２回発行　2016年10月１日／毎月１・15日発行　昭和29年10月12日第３種郵便物認可　通巻2267号

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

安全スタッフ

特集Ⅰ

不安全行動撲滅へ「静止パト」で危険を把握

IHIジェットサービス瑞穂事業所

特集Ⅱ

安易な復職での病気憎悪に注意

ドラマで学習！メンタルヘルス対策

弁護士劇団「じゅりすと」の動画配信中

別冊付録

建設現場の災害事例集

木村 司

No.2267
2016
10/1

WEB版はカラーでご覧になれます!!
WEB登録（無料）のお問い合わせは
0120-972-825
メルマガも配信中です！

社労士が教える

労災認定の境界線

＜執筆＞
一般社団法人ＳＲアップ21　山形会
池田社会保険労務士事務所
所長　池田　順一

第228回

無札乗車トラブルで勤務後に呼び出されて暴行

■ 災害のあらまし ■

私鉄Ｈ社の列車車掌Ａが勤務中検札したところ、一青年（以下加害者）が無札で乗車していたので、事情を聞いたうえ、Ｔ駅長に処置を依頼し以後勤務を続けた。

その後、1日経ってＡが勤務を終えて帰宅し、機械メーカーＬ社主催のダンスパーティに参加。Ａが会場で腰を下ろして休憩していたところ、ある男が「ちょっと話がある」と呼ぶので、同行して表に出たら「お前、俺の顔に見覚えがあるだろう。俺は一昨日電車の中で恥をかかされた者だ」といわれ、他の７～８人の不良少年風の男達からも袋叩きにされ、負傷した。

■ 判断 ■

傷害事件は、一見Ａの業務にその原因があるようにみえるが、**業務外**とされ労災認定はされなかった。

■ 解説 ■

労災として認定されるためには、「業務起因性」がなければならず、それか成立するためにはその前提として「業務遂行性」がなければならないとされている。

「業務遂行性」とは、労働者が労働契約に基づいて事業主の支配下にある状態をいう。「業務起因性」とは、（業務遂行中に）傷病等が業務に起因して生じたものであるということであり、原因（業務）と結果（傷病等）との間に相当因果関係が存在することをいう。

つまり、業務上か業務外であるかの判定には、原則として次の要因が大きく係っている。

①被災者が事業主の支配下にあるか否か

②その災害が業務に起因（施設、作業に

内在していた危険が現実化。③に同じ）したものであるか否か（昭和 49.10.25 基収 2950 号）

③その傷病などが業務に起因するものであるか否か

他人が労働者に対する単なる私恨を原因として暴行を加えた場合には業務起因性は推定されないが、事例の場合のように私恨が被災労働者の業務を原因として生じているときは、私恨と業務とが共働原因となっているため業務上とされる場合がある。

平成 20 年発行「労働者災害補償保険法　七訂新版」によると、判断基準は次のとおりである。

⑴加害行為が明らかに業務と関連していることが必要である。この関連性が明確であるかどうかは①災害発生の経緯②職務の内容や性質（他人の反発や怨みをかいやすいか）を重視すべきである。

⑵一見⑴にみえても、実際には加害者の私怨ないし加害者との私的関係に起因している場合もあるから、災害の原因となる業務上の事実と加害行為との時間的関係および場所的関連性などを重視すべきである。

⑶加害行為が、その原因となる業務上の事実からあまりに時間的に離れている場合に原因はむしろ私怨にあるべきとみるべきである。被災者が業務外の生活の場で加害行為を受けた場合も同様に見るのが妥当とされる場合が多い。

今回の事案は相当の時間が経過し、被災場所も被災者の業務と関連がない場所で発生しており相当因果関係を認めるに足りないとして業務外とされた（昭和 26.1.13 基収 3295 号）。仮にその暴行事件がその日、その場所で発生したならば、なんら問題なく業務上災害として認定されたであろう。その場合には「第三者行為災害」となる。



第三者行為災害とは、労災保険給付の原因である災害が第三者（政府、事業主および労災保険の受給権者でその災害に関する当事者以外の者をいう）の行為によって生じたもので、労災保険の受給権者である被災労働者または遺族（以下「被災者など」）に対して第三者が損害賠償の義務を有しているものをいう。その損害賠償責任は民法第 709 条による。

第三者行為災害に該当する場合は、被災者などは第三者に対し損害賠償請求権を取得すると同時に、労災保険（国）に対しても給付請求権を取得することとなるが、同一の事由について両者から損害の填補を受けることになれば、実際の損害額より多く支払われることとになり不合理であり、その損害は本来第三者が負担するものとして労災保険給付と損害賠償との間で調整がおこなわれる（法 12 条の 4）。

今回の事案では、A は加害者に対する損害賠償請求のみとなる。加害者の少年たちが満 20 歳以上であれば刑法上の傷害罪、または現場助勢罪に問われ、未満であれば少年法の適用を受けることになるが、近年は少年法が厳罰化されている。

◇ SR アップ 21：www.srup21.or.jp